

議案第15号

大野市民間保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱案

令和6年2月13日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市内の保育所、認定こども園に対して、こどものプライバシー保護に関する設備等支援を通じ、性被害防止対策を行うため

大野市教育委員会告示第 号

大野市民間保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年 月 日

大野市教育委員会

大野市民間保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市内の民間の保育所及び認定こども園（以下「民間保育所等」という。）における性被害防止対策を講じるために必要となる経費に対し、補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、民間保育所等においてパーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを行う設備等支援を通じ、性被害防止対策を行うことを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、大野市内の民間保育所等とする。

(補助基準額)

第4条 補助基準額は、1施設（事業所）当たり100,000円とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、民間保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な役務費（通信運搬費、手数料）、委託料及び備品購入費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、第4条の補助基準額と前条に定める補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額の4分の3を交付額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 本補助金の交付申請をしようとする者は、規則第5条に定める補助金等交付申請書に、同条第1号から第3号までに定める書類に代えて、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 大野市民間保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金内訳書(様式第1号)

(2) 見積額の根拠となる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、補助金交付指令書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第8条 本補助金の交付決定を受けた者は、事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、大野市民間保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、補助金変更交付指令書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 本補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに規則第10条に定める補助事業等完了実績報告書に、同条第1号から第2号までに定める書類に代えて、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 大野市民間保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金実績内訳書(様式第5号)

(2) 支出額の根拠となる書類の写し

(3) 購入した備品の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(関係図書の保存)

第10条 本補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

大野市民間保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金内訳書

施設名 _____

購入する備品の名称 <備品購入費>	購入する備品の用途	個数	見積額(消費税含) (A)
		個	円
合計		個	円

その他経費 <備品購入費以外の経費>	作業等名称	見積額(消費税含) (B)
		円
合計		円

	対象経費の 支出予定額 ①((A)+(B))	補助基準額 ②	選定額 ③(①、②のいずれか低い額)	補助申請額 (③×3/4) ※1円未満切り捨て ④
	円	円	円	円
合計		100,000		

※見積額の根拠となる書類を添付すること。
 ※振込手数料は経費に含めないこと。

様式第2号（第7条関係）

大野市指令 第 号

事業者名

代表者

年 月 日付けで交付申請のあった大野市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金について、大野市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり交付する。

年 月 日

大野市長

記

- 1 補助金の額は 円とする。
- 2 大野市補助金等交付規則第12条に該当するときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 3 補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業完了実績報告書及び請求書に指令書写しを添えて提出すること。
- 4 交付した補助金については、その用途及び経理状況について市の監査を受けることがある。

年 月 日

大野市長 様

住 所

申請者 事業者名

代表者氏名

大野市民間保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
変更交付申請書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定のありました、
大野市民間保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金について、
下記のとおり補助金の変更交付を受けたいので、大野市民間保育所等における性被
害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を
添え、下記のとおり申請します。

記

- | | | | |
|---|-------------------|-------|---|
| 1 | 補助金交付申請額 | 変更前の額 | 円 |
| | | 変更後の額 | 円 |
| | | 増 減 | 円 |
| 2 | 変更の理由 | | |
| 3 | 変更の内容 | | |
| 4 | 添付資料（補助金内訳書、見積書等） | | |

様式第4号（第8条関係）

大野市指令 第 号

事業者名

代表者

年 月 日付けで変更交付申請のあった大野市民間保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金について、大野市民間保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり交付する。

年 月 日

大野市長

記

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け変更交付申請書のとおりとする。
- 2 変更後の補助金の額は 円とする。
- 3 大野市補助金等交付規則第12条に該当するときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 4 補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業完了実績報告書及び請求書に指令書写しを添えて提出すること。
- 5 交付した補助金については、その用途及び経理状況について市の監査を受けることがある。

大野市民間保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金実績内訳書

施設名 _____

購入した備品の名称 <備品購入費>	購入した備品の用途	個数	支出額(消費税含) (A)
		個	円
合計		個	円

その他経費 <備品購入費以外の経費>	作業等名称	支出額(消費税含) (B)
		円
合計		円

	対象経費の 実支出額 ①(A)+(B)	補助基準額 ②	選定額 ③(①、②のいずれか低い額)	実績報告額 (③×3/4) ※1円未満切り捨て ④
	円	円	円	円
合計		100,000		

※①支出額の根拠となる書類、②購入した備品の写真を添付すること。